

【介護職員等特定処遇改善加算について】

介護職員の処遇改善につきましては、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受け、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- 賃上げ以外の処遇改善における、取り組みの見える化を行っていること。

【見える化要件とは】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

資質の向上

当社の取り組み
・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対する、マネジメント研修の受講支援等。
・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。
・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保。

職場環境・処遇の改善

当社の取り組み
・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実、事業所内託児所の整備。
・有給休暇が取得しやすい環境の整備。
・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。
・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実施による職場環境の整備。

その他

当社の取り組み
・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・性と住民との交流の実施。
・利用者本位のケア方針など、介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。